

○東京都市町村職員退職手当組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例

(昭和40年4月3日
条例第7号)

改正 昭和41年 5月27日 条例第 2号
昭和42年 1月 9日 条例第 1号
昭和42年 9月22日 条例第11号
昭和43年 7月29日 条例第 8号
昭和44年10月28日 条例第 7号
昭和46年 2月22日 条例第 1号
昭和48年11月19日 条例第 5号
昭和51年 2月13日 条例第 1号
平成 5年 2月26日 条例第 2号
平成 7年 2月28日 条例第 2号
平成 8年 2月27日 条例第 1号
平成20年11月25日 条例第 3号
平成26年 2月18日 条例第 3号

第1条 東京都市町村職員退職手当組合議会の議長及び副議長並びに議員（以下「組合議会議員等」という。）の議員報酬及び費用弁償については、この条例の定めるところによる。

第2条 組合議会議員等の議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 議員報酬は、その職についた日の属する月から、その職を退職した日の属する月まで、月割計算により支給する。ただし、同一人に対しては月を重複して支給しない。

第3条 組合議会議員等が公務により旅行するときは、順路により費用弁償として別表第2に定める旅費を支給する。ただし、東京都市町村職員退職手当組合が実施する事業に伴う宿泊を要する旅行については、日当は支給しない。

2 組合議会議員等が、この条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質上困難である場合には、管理者が別に定めて旅費を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年5月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年1月9日条例第1号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年7月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月28日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則（昭和46年2月22日条例第1号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年11月19日条例第5号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月13日条例第1号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月26日条例第2号）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都市町村職員退職手当組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成7年2月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成8年2月27日条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成26年2月18日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬額
議長	年額 30,000円
副議長	年額 27,000円
議員	年額 24,000円

別表第2（第3条関係）

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日 当		宿泊料	食卓料
					宿泊を要しないもの	宿泊を要するもの		
内国旅費	実費	実費	実費	実費	2,300円	3,500円	15,000円	1,800円
外国旅費	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）中、指定職の職務にある者の相当額							
備考	<p>1 宿泊を要しない都内出張については、定額として、1日3,000円を支給する。</p> <p>2 鉄道を利用する場合でグリーン車のある路線による旅行に係る鉄道賃については、グリーン料金を支給する。</p> <p>3 組合の車両又は組合で借り上げた自動車を使用して旅行した場合は、鉄道賃及び車賃は支給しない。</p>							